

建設工事等の分離・分割発注に関する基準

建設工事及び建設コンサルタント業務等における分離・分割発注について、次のとおり基準を定める。

1. 総則

本基準における「工事費」とは、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の合計に消費税相当額を加えたものをいい、「業務費」とは、直接費、間接費、諸経費及び技術経費の合計に消費税相当額を加えたものをいう。

2. 分離発注基準

(1) 土木工事

土木工事の分離発注にあたっては、分離によって地域住民の利便性を損なうことのないよう留意し、施工の安全性、交通安全、環境等に配慮し分離するものとする。工種ごとによる分離は、次のとおりとする。

① 橋梁工事

上部工と下部工は、分離発注とする。

② 法面工事

道路工事等において法面工事費が 5,000 千円以上となる場合は、分離発注とする。

③ 造園工事（植栽工、景石工等）

道路工事等において造園工事費が 1,300 千円以上となる場合は、分離発注とする。

④ 下水道工事（処理施設を除く）

ア マンホールポンプ施設（電気計装含む）は、原則分離発注とする。

イ 仮復旧を行う場合の舗装本復旧工事は、原則分離発注とする。

⑤ 水道施設工事（建築及び浄水施設を除く）

仮復旧を行う場合の舗装本復旧工事は、原則分離発注とする。

⑥ 舗装工事

道路の新設、改良及び駐車場等の工事で、工事費 3,000 千円以上の工事又は工事費が 1,300 千円以上で、かつ、舗装工の割合が 4 割を超える工事は、分離発注とする。

※ 「舗装工」とは、アスファルト舗装等の表層に加え、基層、上層路盤を合わせたものをいう。

(2) 建築・設備工事

建築工事については、より高い専門性の発揮を促し、それぞれの元請責任の明確化を図るよう、分離基準は次のとおりとする。

① 設備工事

ア 電気設備工事費、機械設備工事費がそれぞれ 5,000 千円を超える場合は、電気設備工事、機械設備工事としてそれぞれ発注する。

イ 電気設備工事費、機械設備工事費のいずれかは 5,000 千円を超えるが、他の方は 5,000 千円以下の場合は電気設備工事、機械設備工事を一括し設備工事として発注する。

② 外構工事

外構工事費が 5,000 千円を超える場合は分離して発注するものとする。この場合において、植栽工事費にあっては 1,300 千円、舗装工事費にあっては 3,000 千円を超える場合には、さらにそれぞれに分離して発注するものとする。

③ 下水道施設工事（処理施設）

土木工事、躯体工事（建築工事）、機械設備工事は、それぞれ分離して発注するものとする。

④ 水道施設工事（建築工事、浄水施設）

土木工事、躯体工事（建築工事）、機械設備工事は、それぞれ 5,000 千円を超える場合は分離して発注するものとする。

(3) 建設コンサルタント業務等委託

① 測量業務

測量業務と土木関係建設コンサルタント業務は原則として分離発注とする。ただし、「大仙市入札契約資格等審査実施要綱の運用に関する基準」第 5 条に規定する軽易な業務であって、土木関係建設コンサルタント業務の金額が 150 万円未満で、かつ測量業務の金額に満たない場合については、この限りでない。

② 土木関係建設コンサルタント業務

土木関係建設コンサルタント業務と下記の業務は原則として分離発注とする。ただし、下記に掲げる各業種の業務費が **50 万円**以下の場合又は業務が相互に密接不可分であり、分離して発注することが困難と認める場合については、この限りでない。

ア 測量業務

イ 地質・土質調査業務

ウ 補償業務

③ 建築関係建設コンサルタント業務

建築関係建設コンサルタント業務の分離基準については別に定める。

3. 工区分割発注基準

建設工事において工区分割を行う相当規模以上の工事とは、次に掲げる建設工事とする。この場合において、工区分割後のそれぞれの工事費は、原則として1千万円以上5千万円未満とする。

- (1) 一般土木工事については、工事費が等級別発注標準表における最上位等級に対応する下限金額（以下「発注標準金額」という。）の概ね3倍を超える工事
- (2) 舗装工事については、工事費が発注標準金額の概ね6倍を超える工事
- (3) 上位等級において金額の定めがない工事については、工事費が概ね3千万円を超える工事

4. 適用除外

前2項の規定にかかわらず、工事の性質上若しくは安全上分離・分割が困難な場合又は道路管理者、施設管理者、その他の管理者との協議により一体的施工を求められたときは、一括発注することができるものとする。

この場合においては、理由を明確にして入札契約資格等審査委員会に付さなければならない。

附 則

この基準は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。